

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
たとひ、
の翌日)

目 次

◇告 示 平成三年度鳥取県一般会計補正予算等(財政課)

平成四年度鳥取県一般会計予算等(〃)

告 示

鳥取県告示第四百三十六号

平成四年二月定例県議会で三月十一日議決された

平成三年度鳥取県一般会計補正予算

平成三年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

平成三年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

平成三年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成三年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

平成三年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成三年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

平成三年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

平成三年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成三年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計補正予算

平成三年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成三年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成三年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

平成三年度鳥取県電気事業会計補正予算

平成三年度鳥取県観光施設事業会計補正予算

平成三年度鳥取県営病院事業会計補正予算

は、次のおりである。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成3年度鳥取県一般会計補正予算

平成3年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,541,166千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ350,137,279千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。
(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1 県 税		50,264,036	2,625,446	52,889,482
	1 県 民 税	16,131,130	△ 149,117	15,982,013
	2 事 業 税	15,233,330	2,451,298	17,684,628
	3 不動産取得税	2,950,733	△ 102,777	2,847,956
	4 県たばこ税	1,559,392	38,080	1,597,472
	5 ゴルフ場利用税	327,648	25,803	353,451
	6 特別地方消費税	829,608	98,751	928,359
	7 自動車税	5,828,784	94,844	5,923,628
	8 鉱 区 税	1,503	△ 7	1,496
	9 狩猟者登録税	14,783	449	15,232
	10 自動車取得税	2,579,815	14,722	2,594,537
	11 軽油引取税	4,794,300	154,020	4,948,320
	12 入 猟 税	10,797	217	11,014
	18 旧法による税	2,213	△ 837	1,376

3 地方交付税	1 地方交付税	136,788,818	154,141	136,942,959
5 分担金及び負担金	1 分担金	4,055,445	76,718	4,132,163
	2 負担金	1,082,656	7,500	1,090,156
	3 委託金	2,972,789	69,218	3,042,007
6 使用料及び手数料	1 使用料	5,156,152	70,879	5,227,031
	2 手数料	4,022,073	31,736	4,053,809
7 国庫支出金	1 国庫負担金	1,134,079	39,143	1,173,222
	2 国庫補助金	71,811,579 △	2,986,370	68,825,209
8 財産収入	1 財産運用収入	25,385,320 △	1,938,676	23,446,644
	2 財産売却収入	45,473,646 △	1,059,841	44,413,805
	3 雑収入	952,613	12,147	964,760
9 寄附金	1 寄附金	2,359,546	1,626,957	3,986,503
	2 寄附金	1,908,644	1,688,887	3,597,531
10 繰入金	1 特別会計繰入金	450,902 △	61,930	388,972
	2 基金繰入金	137,232 △	9,077	128,155
11 繰越金	1 繰越金			
	2 基金繰入金			
12 諸収入	1 寄附金	137,232 △	9,077	128,155
	2 基金繰入金	7,459,246	64,640	7,523,886
13 県債	1 特別会計繰入金	795,046	△ 164,360	630,686
	2 基金繰入金	6,664,200	229,000	6,893,200
1 繰越金	1 繰越金	662,669	115,120	777,789
	2 基金繰入金	662,669	115,120	777,789
2 県預金利子	1 県預金利子	48,164,020 △	6,915,324	36,248,696
	2 県預金利子	1,351,932	799,947	2,151,879
3 公営企業貸付金元利収入	1 公営企業貸付金元利収入	1,038,009	△ 93,129	944,880
	2 公営企業貸付金元利収入	1,038,009	△ 93,129	944,880
4 貸付金元利収入	1 貸付金元利収入	34,808,530 △	7,599,439	27,209,091
	2 貸付金元利収入	34,808,530 △	7,599,439	27,209,091
5 受託事業収入	1 受託事業収入	1,848,015	△ 101,530	1,746,485
	2 受託事業収入	1,848,015	△ 101,530	1,746,485
6 収益事業収入	1 収益事業収入	1,314,297	26,221	1,340,518
	2 収益事業収入	1,314,297	26,221	1,340,518
7 利子割精算金収入	1 利子割精算金収入	91,877	△ 4,442	87,435
	2 利子割精算金収入	91,877	△ 4,442	87,435
8 雑収入	1 雑収入	2,583,395	57,048	2,640,443
	2 雑収入	2,583,395	57,048	2,640,443
13 県債	1 県債	28,999,310 △	2,364,296	26,635,014
	2 県債	28,999,310 △	2,364,296	26,635,014

歳 入 合 計		357,678,445	△ 7,541,166	350,137,279
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 921,309	千円 △ 6,340	千円 914,969
	1 議 会 費	921,309	△ 6,340	914,969
2 総 務 費		46,899,264	4,329,117	51,228,381
	1 総務管理費	36,164,655	4,487,583	40,652,238
	2 企 画 費	5,688,317	△ 95,908	5,592,409
	3 徴 税 費	1,874,756	△ 12,517	1,862,239
	4 市町村振興費	734,313	25,786	760,099
	5 選 挙 費	240,303	△ 46,476	193,827
	6 防 災 費	1,629,049	△ 21,200	1,607,849
	7 統計調査費	322,462	△ 3,964	318,498
	8 人事委員会費	115,540	702	116,242
	9 監査委員費	129,869	△ 4,889	124,980
3 民 生 費		22,269,094	△ 279,928	21,989,166
4 衛 生 費				
	1 社会福祉費	13,322,248	△ 144,091	13,178,157
	2 児童福祉費	6,637,636	104,367	6,742,003
	3 生活保護費	2,288,100	△ 239,694	2,048,406
	4 災害救助費	21,110	△ 510	20,600
	1 公衆衛生費	8,857,054	△ 304,275	8,552,779
	2 環境衛生費	2,875,407	△ 102,058	2,773,349
	3 保健所費	827,788	△ 9,750	818,038
	3 保健所費	1,758,489	△ 82,304	1,676,185
	4 医 薬 費	3,395,370	△ 110,163	3,285,207
5 労 働 費				
	1 労 政 費	1,473,791	△ 138,035	1,335,756
	1 労 政 費	430,032	△ 6,943	423,089
	2 職業訓練費	839,473	△ 94,333	741,140
	3 失業対策費	97,988	△ 32,136	65,852
	4 労働委員会費	110,298	△ 4,623	105,675
6 農林水産業費				
	1 農 業 費	48,269,868	△ 1,479,372	46,790,496
	1 農 業 費	9,516,322	△ 789,782	8,726,540

7 商 工 費	2 畜産業費	2,495,307	△ 73,969	2,421,338
	3 農 地 費	20,720,683	△ 183,044	20,537,639
	4 林 業 費	10,134,737	△ 364,995	9,769,742
	5 水産業費	5,402,819	△ 67,582	5,335,237
		33,760,800	△ 4,211,094	29,549,706
1 商 業 費		10,968,896	△ 1,571,071	9,397,825
	2 工 鉱 業 費	22,337,855	△ 2,541,862	19,795,993
	3 観 光 費	454,049	△ 98,161	355,888
8 土 木 費		75,155,653	△ 738,729	74,416,924
	1 土木管理費	3,906,136	△ 344,783	3,561,353
2 道路橋シヨウ 費		35,183,515	△ 81,032	35,102,483
	3 河川海岸費	20,705,254	△ 22,476	20,682,778
	4 港 湾 費	5,879,134	△ 115,661	5,763,473
5 都市計画費		5,502,878	△ 15,759	5,487,119
	6 住 宅 費	3,978,736	△ 159,018	3,819,718
9 警 察 費		14,287,938	△ 297,957	13,989,981
10 教 育 費	1 警察管理費	12,863,100	△ 305,714	12,557,386
	2 警察活動費	1,424,838	7,757	1,432,595
	1 教育総務費	63,710,985	△ 1,117,051	62,593,934
	2 小学校費	3,591,067	△ 68,895	3,522,172
	3 中学校費	22,261,744	△ 249,451	22,012,293
	4 高等学校費	12,585,452	△ 413,667	12,171,785
	5 特殊学校費	17,544,564	△ 178,393	17,366,171
	6 社会教育費	3,894,560	△ 8,679	3,885,881
	7 保健体育費	1,807,105	△ 28,075	1,779,030
	7 保健体育費	2,026,493	△ 169,891	1,856,602
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	7,685,861	△ 3,121,873	4,563,988
	2 土木施設災害 復旧費	2,522,925	△ 443,987	2,078,938
12 公 債 費		5,162,936	△ 2,677,886	2,485,050
	1 公 債 費	27,882,878	△ 2,715	27,880,163
13 諸 支 出 金		27,882,878	△ 2,715	27,880,163
		6,403,950	△ 172,914	6,231,036

1	公營企業支出 金	1,648,712	1,912	1,650,624
2	利子割交付金	2,664,454	△ 214,045	2,450,409
3	ゴルフ場利用 税交付金	229,354	17,541	246,895
4	特別地方消費 税交付金	88,310	5,690	94,000
5	自動車取得税 交付金	1,715,577	18,584	1,734,161
6	利子割精算金	57,543	△ 2,596	54,947
歳 出 合 計		357,678,445	△ 7,541,166	350,137,279

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前		補 正 後		
			総 額 千円	年 度 千円	年 割 額 千円	年 度 千円	年 割 額 千円
10 教 育 費	7 保健体育 費	国体冬季大 陸 会 の 設 置 整 備 事 業 費 受 託 事 業 費	789,800	2	332,910	2	332,910
				3	406,890	3	312,986
					645,896		

第3表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	2 企 画 費	児童館(仮称)建設推進費	千円 78,732
3 民 生 費	1 社会福祉費	社会福祉事業振興費	188,964

4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	公園等施設整備事業費	25,700
6 農 林 水 産 業 費	2 月 童 福 祉 費	家庭児童対策費	7,384
	3 農 地 費	単土地改良事業費	29,866
		土地改良総合整備事業費	10,268
		農村総合整備モデル事業費	27,827
		中山間地域農村活性化総合 整備事業費	28,851
		農業集落排水事業費	21,505
		農業集落排水施設整備受託 事業費	12,952
	4 林 業 費	新林業構造改善事業費	8,567
	5 水 産 業 費	弓浜・弓北漁業協同組合事 務所特別助成事業費	33,000
		漁港改修事業費	107,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	道路補修事業費	73,360
		積雪寒冷対策道路事業費	60,000
		道路改良事業費	452,700

3 河川海岸費	緊急地方道路整備事業費	160,000	単県急傾斜地崩壊対策事業費	35,985			
	単県道路改良事業費	19,120		海岸堤防修築事業費	58,650		
	橋りょう整備事業費	37,200		海岸災害関連連事業費	76,050		
	河川改良事業費	207,350		街路事業費	57,000		
	河川局部改良事業費	21,960		緊急地方道路整備事業費	67,000		
	河川環境整備事業費	44,340		総合運動公園整備事業費	15,300		
	河川激甚災害対策特別緊急事業費	49,640		6 住 宅 費	公営住宅建設事業費	603,559	
	河川災害関連連事業費	16,300		10 教 育 費	5 特殊学校費	養護学校整備費	155,626
	河川改修事業費	3,300		11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	2 年耕地災害復旧費	11,873
	市町村受託事業費	18,197				2 土木施設災害復旧費	3 年漁港施設災害復旧費
通常砂防事業費	121,120	2 年建設災害復旧費	131,000				
火山砂防事業費	27,600	計	3 年建設災害復旧費	3 年建設災害復旧費	243,000		
地すべり対策事業費	12,700			3 年都市災害復旧費	27,700		
急傾斜地崩壊対策事業費	109,925				3,873,972		
雪崩対策事業費	43,910						
砂防災害関連連事業費	89,500						

第4表 債務負担行為補正

追加

事項	項目	期	間	限	度	額
米子橋津地区中核工業団地造成事業及び用地整備事業の用地購入費	米子橋津地区中核工業団地造成事業及び用地整備事業の用地購入費	平成3年度から平成4年度まで	平成3年度から平成4年度まで			39,685 千円
財団法人鳥取県農業開発公社(中償)の借入金(中償)損失補償	財団法人鳥取県農業開発公社(中償)の借入金(中償)損失補償	平成3年度から平成4年度まで	平成3年度から平成4年度まで			662,460
開墾及び開拓事業費	開墾及び開拓事業費	平成3年度から平成4年度まで	平成3年度から平成4年度まで			39,000
林道費	林道費	平成3年度から平成4年度まで	平成3年度から平成4年度まで			75,886
治山費	治山費	平成3年度から平成4年度まで	平成3年度から平成4年度まで			83,300
漁港建設費	漁港建設費	平成3年度から平成4年度まで	平成3年度から平成4年度まで			186,000
道路橋りょう総務費	道路橋りょう総務費	平成3年度から平成4年度まで	平成3年度から平成4年度まで			70,000
道路維持費	道路維持費	平成3年度から平成4年度まで	平成3年度から平成4年度まで			71,460
道路新設改良費	道路新設改良費	平成3年度から平成4年度まで	平成3年度から平成4年度まで			1,054,048
橋りょう新設改良費	橋りょう新設改良費	平成3年度から平成4年度まで	平成3年度から平成4年度まで			97,617

河川総務費	平成3年度から平成4年度まで	90,000
河川改良費	平成3年度から平成4年度まで	441,000
海岸保全費	平成3年度から平成4年度まで	84,000
砂防費	平成3年度から平成4年度まで	303,000
港湾建設費	平成3年度から平成4年度まで	208,000
街路事業費	平成3年度から平成4年度まで	102,000
公園費	平成3年度から平成4年度まで	168,500

変更		正前		補正		後	
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額	事項	限度額
漁業近代化資金利子補給	平成3年度から平成20年度まで	千円 198,721	漁業近代化資金利子補給	平成3年度から平成20年度まで	千円 234,387		

第5表 地方債補正

起債の目的	補正前	補正後	起債の方法		償還の方法	
			限度額 千円	利率 %	限度額 千円	利率 %
計画調査費	1,006,000	931,000				
防災総務費	906,000	890,000				
社会福祉総務費	134,000	140,000				
土地改良費	1,259,000	1,243,000				
農地防災事業費	65,000	72,000				
林道費	299,000	303,000				
漁港建設費	158,000	161,000				
金融対策費	1,000,000	0				
道路維持費	754,000	758,000				

河川改良費	1,551,000	1,530,000				
砂防費	1,629,000	1,614,000				
海岸保全費	65,000	72,000				
港湾建設費	241,000	243,000				
公営住宅建設費	728,000	686,000				
警察施設費	370,000	368,000				
高等学校施設整備費	686,000	755,000				
林道施設費	9,000	0				
治山施設費	34,000	116,000				
治山施設等災害関連事業費	165,000	14,000				
漁港施設費	119,000	148,000				
建設災害復旧費	1,478,000	615,000				
港湾災害復旧費	58,000	71,000				
空港災害復旧費	10,000	0				
直轄道路事業費	1,388,000	1,232,000				
直轄河川事業費	531,000	530,000				

歳 出		補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		千円 1,031,158	千円 △ 19,257	千円 1,011,901
	3 集中管理事業費	320,726	△ 19,257	301,469
	歳 出 合 計	1,050,978	△ 19,257	1,031,721

平成3年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

平成3年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,381,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		千円 4,206,591	千円 99,671	千円 4,306,262
	1 証 紙 収 入	4,206,591	99,671	4,306,262

2 繰 越 金		82,466	△ 7,206	75,260
歳 入	1 繰 越 金	82,466	△ 7,206	75,260
	歳 入 合 計	4,289,057	92,465	4,381,522

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 一 般 会 計 繰 出 金		千円 4,199,797	千円 99,671	千円 4,299,468
	1 一 般 会 計 繰 出 金	4,199,797	99,671	4,299,468
3 予 備 費		89,259	△ 7,206	82,053
	1 予 備 費	89,259	△ 7,206	82,053
歳 出 合 計		4,289,057	92,465	4,381,522

平成3年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成3年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ362,999千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,974,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 94,562	千円 △ 39,034	千円 55,528
	1 国庫補助金	94,562	△ 39,034	55,528
2 繰入金		842,371	110,842	953,213
	1 一般会計繰入金	842,371	110,842	953,213
3 繰越金		1	121,734	121,735
	1 繰越金	1	121,734	121,735
4 諸収入		2,583,593	△ 530,975	2,052,618
	1 県預金利子	2,018	△ 547	1,471
	2 貸付金元利収入	2,581,574	△ 534,848	2,046,726
	3 雑収入	1	4,420	4,421
5 県債		817,312	△ 25,566	791,746
	1 県債	817,312	△ 25,566	791,746

歳 出

歳 入	合 計	4,337,839	△ 362,999	3,974,840
款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 4,337,839	千円 △ 362,999	千円 3,974,840
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	4,337,839	△ 362,999	3,974,840
歳 出	合 計	4,337,839	△ 362,999	3,974,840

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	補正額 千円	起債の利率 %	補正額 千円	起債の利率 %
中小企業高度化資金貸付金	817,312	%	566,746	%
中小商業活性化基金貸付金	0	%	225,000	%
計	817,312	%	791,746	%

中小企業近代化資金貸付事業費に対する利率は、起債の方法により、無利である。

中小企業高度化資金貸付金に対する利率は、起債の方法により、無利である。

中小商業活性化基金貸付金に対する利率は、起債の方法により、無利である。

平成3年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

平成3年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ127,619千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ386,564千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	
1 国庫支出金	1 国庫貸付金	154,931	△ 154,931	0
		千円	千円	千円
2 繰入金	1 一般会計繰入金	88,790	△ 80,380	8,410
		千円	千円	千円
3 諸収入	1 貸付金元利収入	270,462	△ 4,181	266,281
		千円	千円	千円
		2 県預金利子	1	8,888
		千円	千円	千円

歳入	合計	雑入	繰越金	合計
		千円	千円	千円
3 雑入	1	1,285		1,286
4 繰越金	0		111,873	111,873
1 繰越金	0		111,873	111,873
歳入合計	514,183	△ 127,619		386,564

歳出	合計	農業改良資金	農業改良資金	合計
		千円	千円	千円
1 農業改良資金	514,183	△ 127,619		386,564
1 貸付事業費	514,183	△ 127,619		386,564
1 農業改良資金	514,183	△ 127,619		386,564
1 貸付事業費	514,183	△ 127,619		386,564
歳出合計	514,183	△ 127,619		386,564

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	補正前	補正後	補正前	補正後
起債の目的	千円	千円	千円	千円
	154,931	0	154,931	0
起債の方法	限度額	限度額	限度額	限度額
	154,931	0	154,931	0
起債の方法	利率	利率	利率	利率
	%	%	%	%
起債の方法	償還の方法	償還の方法	償還の方法	償還の方法
	154,931	0	154,931	0
計	154,931	0	154,931	0

平成3年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算
 平成3年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,895千円を減額し、
 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 14,956	千円 8,233	千円 23,189
	1 繰越金	14,956	8,233	23,189
3 諸収入		95,044	△ 10,628	84,416
	1 貸付金元利収 入	95,042	△ 10,628	84,414
歳入合計		112,535	△ 2,395	110,140
歳 出				
1 林業改善資金 貸付事業費	補正前の額	千円 112,535	補正額	千円 110,140
			△ 2,395	

歳 出 合 計	1 林業改善資金 貸付事業費	112,535	△ 2,395	110,140
112,535	△ 2,395	110,140		

平成3年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

平成3年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,086千円を減額し、
 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ354,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 8,701	千円 5,236	千円 13,937
	1 国庫補助金	8,701	5,236	13,937
2 財産収入		14,794	△ 14,319	475
	1 財産売却収入	14,740	△ 14,319	421
3 繰入金		217,136	△ 5,097	212,039

歳 入	1 一般会計繰入金		補正額	計
	1 繰越金	2 雑入		
4 繰越金	1,000	1,183	1,183	2,183
5 諸収入	40,056	4,911	4,911	44,967
歳入合計	392,687	8,086	8,086	354,601

歳 出

款	項	1 県営林事業費		計
		補正前の額	補正額	
1 県営林事業費	1 職員費	105,042	1,275	106,317
	2 造林事業費	3,267	△ 75	3,192
	3 保育事業費	177,572	△ 6,569	171,003
	4 処分事業費	3,623	△ 2,734	889
	6 管理事業費	15,970	457	16,427
	2 公債費	1 公債費	57,113	△ 440

歳 出 合 計	362,687	△ 8,086	354,601
---------	---------	---------	---------

平成3年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算
平成3年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に
定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,600千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ412,540千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	1 使用料及び手数料		計
		補正前の額	補正額	
2 繰入金	1 使用料	235,225	14,397	249,622
		151,100	△ 18,983	132,117
3 繰越金	1 一般会計繰入金	151,100	△ 18,983	132,117
		1	109	110
3 繰越金	1 繰越金	1	109	110

4 諸 収 入		30,814	△ 123	30,691
	1 雑 入	30,814	△ 123	30,691
歳 入 合 計		417,140	△ 4,600	412,540

歳 出	款	項	補正前の額	補 正 額	計	
			千円	千円	千円	
1 事 業 費			239,817	△ 4,600	235,217	
			1 事 業 費	239,817	△ 4,600	235,217
			歳 出 合 計	417,140	△ 4,600	412,540

平成 3 年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
平成 3 年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 千円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101,554 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 18,482	千円 △ 3,812	千円 14,670
	1 国庫補助金	18,482	△ 3,812	14,670
2 繰 入 金		10,786	△ 1,899	8,887
	1 一般会計繰入 金	10,786	△ 1,899	8,887
3 繰 越 金		1	4,336	4,337
	1 繰 越 金	1	4,336	4,337
4 諸 収 入		72,277	1,383	73,660
	3 雑 入	1	1,383	1,384
歳 入 合 計		101,546	8	101,554

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善 資金貸付事業		千円 101,546	千円 8	千円 101,554
	1 沿岸漁業改善 資金貸付事業	101,546	8	101,554
歳 出 合 計		101,546	8	101,554

平成3年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計補正予算
 平成3年度鳥取県の漁港臨海土地造成事業特別会計の補正予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,737千円を減額し、
 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		千円 103,138	千円 △ 27,737	千円 75,401
	1 財産売却収入	103,138	△ 27,737	75,401
歳 入	合 計	103,138	△ 27,737	75,401

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁港臨海土地 造成事業費		千円 29,165	千円 △ 18,498	千円 10,667
	1 漁港臨海土地 造成事業費	29,165	△ 18,498	10,667
2 公債費		37,530	25	37,555

歳 出	1 公債費	25	37,555
3 繰 出 金		36,443	△ 9,264
	1 一般会計繰出 金	36,443	△ 9,264
歳 出 合 計	103,138	△ 27,737	75,401

平成3年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成3年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108,324千円を減額し、
 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ811,372千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負 担金		千円 341,537	千円 △ 55,206	千円 286,331
	1 負担金	341,537	△ 55,206	286,331

3 国庫支出金	1 国庫補助金	153,000	△ 48,600	104,400			
	合計	153,000	△ 48,600	104,400			
4 繰入金	1 一般会計繰入金	359,329	△ 14,511	344,818			
	合計	359,329	△ 14,511	344,818			
5 繰越金	1 繰越金	1	257	258			
	合計	1	257	258			
6 諸収入	1 雑収入	23,827	22,736	46,563			
	合計	23,827	22,736	46,563			
7 負債	1 負債	42,000	△ 13,000	29,000			
	合計	42,000	△ 13,000	29,000			
歳入	合計	919,696	△ 108,324	811,372			
歳出	1 流域下水道事業費	1 流域下水道建設事業費	千円	621,274	△ 108,324	千円	512,950
			千円	286,341	△ 95,097	千円	191,244
		2 流域下水道管理事業費	千円	334,933	△ 13,227	千円	321,706
			千円			千円	

歳出	合計	919,696	△ 108,324	811,372
----	----	---------	-----------	---------

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債利率 %	限度額 千円	起債利率 %
天神川流域下水道事業費	42,000	%	29,000	%
計	42,000		29,000	

平成3年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成3年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,293千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 580,305千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 15,676	千円 2,524	千円 18,200
	1 使用料	15,676	2,524	18,200
2 財産収入		187,531	53,361	240,892
	1 財産運用収入	31	3,347	3,378
	2 財産売却収入	187,500	50,014	237,514
3 繰入金		209,388	△ 63,160	146,228
	1 一般会計繰入金	209,388	△ 63,160	146,228
4 繰越金		1	1,000	1,001
	1 繰越金	1	1,000	1,001
5 諸収入		2	4,982	4,984
	1 雑入	2	4,982	4,984
6 県債		174,000	△ 5,000	169,000
	1 県債	174,000	△ 5,000	169,000
歳入	合計	586,598	△ 6,293	580,305

歳出	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 586,598	千円 △ 6,293	千円 580,305
	1 事業費	586,598	△ 6,293	580,305
歳出	合計	586,598	△ 6,293	580,305

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	補正額 千円	起債の 方法 利率の 法	補正額 千円	起債の 方法 利率の 法
港湾整備事業費	174,000	%	169,000	%
計	174,000	△	169,000	△

平成3年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算
平成3年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,840千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228,341千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	歳 出
1 国庫支出金	1 国庫委託金
2 財産収入	2 収入金
3 雑収入	3 雑収入
4 雑収入	4 雑収入
歳 入 合 計	歳 出 合 計

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県立学校水産実習船実習費	1 県立学校水産実習船実習費	千円 251,181	千円 △ 22,840	千円 228,341
		千円 251,181	千円 △ 22,840	千円 228,341

歳 出 合 計	251,181	△ 22,840	228,341
---------	---------	----------	---------

平成3年度鳥取県管電事業会計補正予算
(総 則)
第1条 平成3年度鳥取県管電事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)
第2条 平成3年度鳥取県管電事業会計予算(以下「予算」という。)
第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 電気事業収益	2,278,370千円	179,434千円	2,457,804千円
第1項 営業収益	2,072,054千円	179,434千円	2,251,488千円
支 出			
第1款 電気事業費	2,204,549千円	17,325千円	2,221,874千円
第1項 営業費用	1,413,747千円	6,867千円	1,420,614千円
第2項 営業外費用	790,802千円	10,458千円	801,260千円

平成3年度鳥取県管電光施設事業会計補正予算
(総 則)
第1条 平成3年度鳥取県管電光施設事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。
(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成3年度鳥取県観光施設事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支	入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 観光施設事業収益	84,557千円	0千円	84,557千円		
第1項 営業収益	34,261千円	△2,233千円	32,028千円		
第2項 営業外収益	1,584千円	321千円	1,905千円		
第3項 他会計からの借入金	48,712千円	△43,129千円	5,583千円		
第4項 他会計からの長期借入金	0千円	45,041千円	45,041千円		
支 出					
第1款 観光施設事業費	147,915千円	△43,129千円	104,786千円		
第4項 他会計からの借入金償還金	48,712千円	△43,129千円	5,583千円		

平成3年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成3年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成3年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-----

収 入

第1款 病院事業収益	11,006,831千円	△9,108千円	10,997,723千円
第2項 医業外収益	980,537千円	△9,108千円	971,429千円

支 出

第1款 病院事業費用	11,982,145千円	△5,182千円	11,976,963千円
第2項 医業外費用	357,220千円	△5,182千円	352,038千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収	入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---	---	---------	---------	-----

第1款 資本的収入	1,584,655千円	△2,891千円	1,581,764千円		
-----------	-------------	----------	-------------	--	--

第1項 出資金	411,912千円	△2,891千円	409,021千円		
---------	-----------	----------	-----------	--	--

支 出

第1款 資本的支出	1,410,540千円	△2,891千円	1,407,649千円		
-----------	-------------	----------	-------------	--	--

第1項 建設改良費	335,901千円	△2,891千円	333,010千円		
-----------	-----------	----------	-----------	--	--

鳥取県告示第四百三十七号

平成四年二月定例県議会で三月十九日議決された

平成四年度鳥取県一般会計予算

平成四年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成四年度鳥取県収入証紙特別会計予算

平成四年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

平成四年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成四年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成四年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成四年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成四年度鳥取県営林事業特別会計予算

平成四年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

平成四年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成四年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計予算

平成四年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

平成四年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

平成四年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

平成四年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

平成四年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

平成四年度鳥取県管電氣事業会計予算

平成四年度鳥取県管工業用水道事業会計予算

平成四年度鳥取県管埋立事業会計予算

平成四年度鳥取県管観光施設事業会計予算

平成四年度鳥取県管病院事業会計予算

は、次のとおりである。

平成四年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成4年度鳥取県一般会計予算

平成4年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 362,248,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第87号)第212条第1項の規定による

継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 県 税		千円
	1 県 民 税	50,174,138
		16,268,773

2 地 方 譲 与 税		
2 事 業 税		14,542,929
3 不 動 産 取 得 税		2,393,876
4 県 た ば こ 税		1,605,298
5 ゴ ル フ 場 利 用 税		422,933
6 特 別 地 方 消 費 税		854,266
7 自 動 車 税		6,196,828
8 鈔 区 税		1,495
9 狩 猟 者 登 録 税		15,114
10 自 動 車 取 得 税		2,658,640
11 軽 油 引 取 税		5,202,266
12 入 猟 税		10,890
13 旧 法 に よ る 税		830
		6,942,558
1 消 費 譲 与 税		4,068,417
2 地 方 道 路 譲 与 税		2,686,768
3 石 油 ガ ス 譲 与 税		180,266

3 地 方 交 付 税	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税		7,107	9 寄 附 金	1 財 産 運 用 收 入		3,036,962
	1 地 方 交 付 税		127,234,000		2 財 産 売 払 收 入		739,760
4 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		273,151	10 繰 入 金	1 寄 附 金		53,612
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		273,151		1 特 別 会 計 繰 入 金		737,617
5 分 担 金 及 び 負 担 金	1 分 担 金		6,012,558	11 繰 越 金	2 基 金 繰 入 金		12,879,000
	2 負 担 金		792,500		1 繰 越 金		100,000
6 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料		5,220,058	12 諸 収 入	1 繰 越 金		100,000
	2 手 数 料		5,338,646		1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料		44,210,638
7 国 庫 支 出 金	1 使 用 料		1,196,492	2 県 預 金 利 子	2 県 預 金 利 子		118,922
	2 手 数 料		4,142,154		3 公 營 企 業 貸 付 金 元 利 収 入		1,848,397
	1 国 庫 負 担 金		1,196,492		4 貸 付 金 元 利 収 入		1,259,736
8 財 産 収 入	2 国 庫 補 助 金		78,878,930	5 受 託 事 業 収 入	5 受 託 事 業 収 入		34,546,204
	3 委 託 金		24,515,368		6 収 益 事 業 収 入		1,928,028
			53,108,143				1,377,234
			1,255,419				
			8,776,722				

歳 入		歳 出	
項 目	金 額	項 目	金 額
7 利子割精算金収入	100,599	1 議 会 費	1,040,622
8 雑 入	3,036,523	1 議 会 費	1,040,622
13 県 債	26,136,430	1 議 会 費	1,040,622
1 県 債	26,136,430	1 議 会 費	1,040,622
合 計	362,248,000	2 総 務 費	40,705,903
		1 総 務 管 理 費	21,195,716
		2 企 画 費	15,275,654
		3 徴 税 費	1,957,865
		4 市 町 村 振 興 費	771,330
		5 選 挙 費	325,891
		6 防 災 費	589,528
7 統 計 調 査 費	338,349	4 衛 生 費	10,480,920
8 人 事 委 員 会 費	122,776	1 公 衆 衛 生 費	2,928,326
9 監 査 委 員 費	128,794	2 環 境 衛 生 費	1,545,570
	24,364,237	3 保 健 所 費	1,718,105
3 民 生 費		4 医 薬 費	4,288,919
1 社 会 福 祉 費	15,137,551	5 勞 働 費	1,695,798
2 児 童 福 祉 費	6,990,833	1 勞 政 費	514,425
3 生 活 保 護 費	2,223,708	2 職 業 訓 練 費	1,070,330
4 災 害 救 助 費	12,145		

6 農 林 水 産 業 費	3 勞 働 委 員 会 費	111,043	9 警 察 費	5 都 市 計 画 費	7,447,890
	1 農 業 費	9,147,969		6 住 宅 費	4,923,222
	2 畜 産 業 費	2,887,349		1 警 察 管 理 費	13,143,909
	3 農 地 費	23,672,934		2 警 察 活 動 費	1,522,549
	4 林 業 費	10,476,085		10 教 育 費	1 教 育 總 務 費
5 水 産 業 費	5,921,057	2 小 学 校 費	21,794,252		
7 商 工 費	1 商 業 費	11,323,493	3 中 学 校 費		12,130,048
	2 工 鉱 業 費	23,672,370	4 高 等 学 校 費		17,944,718
	3 鋼 光 費	459,074	5 特 殊 学 校 費		3,509,472
	8 土 木 費	78,702,109	6 社 会 教 育 費	1,776,448	
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	2,220,114	7 保 健 体 育 費	1,397,111	
	2 道 路 橋 りょう 費	38,407,121	11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,056,520
	3 河 川 海 岸 費	19,654,180		2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,115,321
	4 港 灣 費	6,049,582			

12 公 債 費	1 公 債 費	28,685,515
		28,685,515
		6,119,498
		1,566,873
		2,253,390
		296,053
		170,853
		1,767,996
		64,833
		100,000
		100,000
		362,248,000
		14 予 備 費

第2表 継続費

款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額
				4	千円
2 総務費	2 企画費	児童館建設費	3,772,437	4	277,423
				5	1,180,087

3 民生費	1 社会福祉費	県立母米寮建設費	1,390,000	4	500,800
				5	889,200
9 警察費	1 警察管理費	施設新営費	245,000	4	130,000
				5	115,000
10 教育費	4 高等学校費	倉吉工業高等学校整備費	1,495,910	4	580,200
				5	915,710

第3表 債務負担行為

新 規

事 項	期 間	限 度	額
看護学生等修学資金貸付金	平成4年度から平成6年度まで		16,920 千円
中小企業設備貸与事業に関する損失補償	平成4年度から平成16年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社が中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づいて、中小企業者に貸与するための設備総額750,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額	

<p>農業近代化資金等利子補給</p>	<p>平成4年度から平成29年度まで</p>	<p>1,429,847</p>
<p>やろ気農業バンクアツツ資金利子補給</p>	<p>平成4年度から平成24年度まで</p>	<p>129,456</p>
<p>財団法人鳥取県農業開発公社借入金(中海干)</p>	<p>平成4年度から</p>	<p>融資元本 269,000千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において社団法人全国農地保有合理化協会(以下、「甲」という。)が弁済を受けることができなかつた元金合計額(延滞金及び違約金を含む。)に相当する金額、及び融資元本 213,482千円について損失補償契約に定める最終償還期限日において鳥取県信用農業協同組合連合会が弁済を受けることができなかつた元金合計額(延滞損害金を含む。)に相当する金額、並びに融資元本 191,373千円について、甲が償還期限の延長をした日より後の償還期限(甲が当該貸付金の全部又は一部につき繰上げ償還を請求した場合は、その変更後の期日とする。)到来後10か月を経過した日において弁済を受けることができなかつた元金合計額(延滞金及び違約金を含む。)に相当する金額</p>
<p>拓(関連) 損失補償</p>		
<p>金種機関から借り入れる、中海干拓事業彦名地区の平成3年度までの負担金と償還期間の利息との合計額 1,974,149千円並びに中海干拓事業弓浜地区及び彦名地区の平成4年度から平成6年度までに土地改良区に支払う賦課金77,851千円について、償還期限までに返済できなかった元金合計額(延滞損害金を含む。)に相当する金額</p>	<p>損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで</p>	<p>2,044</p>
<p>黒根災害対策利子補給補助</p>	<p>平成4年度から平成5年度まで</p>	<p>173,000</p>
<p>水田特産物生産奨励事業補助</p>	<p>平成4年度から平成5年度まで</p>	<p>58,766</p>
<p>フロンﾄﾞ野菜価格安定対策事業補助</p>	<p>平成4年度から平成5年度まで</p>	<p>7,736</p>
<p>大家畜経営体質強化資金利子補給</p>	<p>平成4年度から平成6年度まで</p>	<p>750,000</p>
<p>広域宮農団地農道整備事業(西伯地区高畑トシネル工事)</p>	<p>平成4年度から平成6年度まで</p>	<p>30,167</p>
<p>乾しいたげ価格安定対策事業補助</p>	<p>平成4年度</p>	<p>30,167</p>
<p>財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償</p>	<p>平成4年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償を</p>	<p>融資元本 571,877千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁</p>

	する日の属する年度まで	済を受けることができなかつた元利合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)に相当する金額
漁業近代化資金利子補給	平成4年度から平成28年度まで	287,421
漁業経営維持安定資金利子補給	平成4年度から平成12年度まで	69,024
漁業経営再建資金利子補給	平成4年度から平成14年度まで	48,983
漁業経営安定資金利子補給	平成4年度から平成6年度まで	4,500
一般国道53号河原道路用地先行取得事業費	平成4年度から平成11年度まで	一般国道53号「河原道路」の自動車専用道路部分の用地を先行取得するために要する資金1,000,000千円及びこの資金の借入利子相当額の合計額
鳥取県土地開発公社借入金損失補償	平成4年度から平成11年度まで	鳥取県土地開発公社が一般国道53号「河原道路」の自動車専用道路部分の用地を先行取得するために建設省及び財団法人道路開発振興センターから借り入れる1,000,000千円に対して償還期限までに返済できなかった元金及び利子(遅延損害金を含む。)に相当する金額

一般国道米子境港自転車道線自転車道整備事業用地購入費	平成4年度から平成8年度まで	74,000
主要地方道鳥取鹿野倉吉線特殊改良一種事業用地購入費	平成4年度から平成8年度まで	140,000
一般国道313号橋りょう整備工事(曾谷橋)	平成4年度から平成5年度まで	260,000
一般国道福部鳥取線道路改良工事のうちトンネル工事	平成4年度から平成6年度まで	1,500,000
米子境港都市計画道路米子駅境線街路事業用地購入費	平成4年度から平成8年度まで	882,000
地域特別分譲住宅購入資金利子補給	平成4年度から平成10年度まで	70,599
地域優良木造住宅購入資金利子補給	平成4年度から平成10年度まで	32,248
公営住宅建設事業	平成4年度から平成5年度まで	319,819
青英奨学生貸付金	平成4年度から平成11年度まで	122,184

変 更

補 正 前	補 正 後
事 項 期 間 限 度 額	事 項 期 間 限 度 額

第4表 地方債

河北土地区画整理 事業に伴う公共施 設(一級河川北田 川)管理者負担金	昭和59年度 から平成4 年度まで	千円 988,000	河北土地区画整理 事業に伴う公共施 設(一級河川北田 川)管理者負担金	昭和59年度 から平成5 年度まで	千円 1,107,000
平成2年度育英奨 学生貸付金	平成2年度 から平成9 年度まで	101,592	平成2年度育英奨 学生貸付金	平成2年度 から平成9 年度まで	110,664

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
計画調査費	千円 3,970,000	証券借入れ又は証 券発行の方法によ り資金運用部、郵 政省その他より借 入れするものとし る。ただし、事業 又は県財政の都合 により起債額の全 部又は一部を翌年 度に繰り延べて起 債することができる。	10以内 %	借入年度から1年 すえ置き、じ後29 年度間に償還する ものとする。ただ し、県財政その他 の都合によりすえ 置き及び償還年限 を短縮又は延長し て起債し、あるいは すえ置き又は償 還期間中であつて も償還年限を短縮 し、延長し、又は 繰上償還を行い、 若しくは借換えす ることとする。

防災総務費	216,000	同	上	同上	同	上
社会福祉総務費	54,000	同	上	同上	同	上
身体障害者福祉費	208,000	同	上	同上	同	上
老人福祉施設費	299,000	同	上	同上	同	上
環境保全費	53,000	同	上	同上	同	上
職業訓練校費	118,000	同	上	同上	同	上
土地改良費	1,042,000	同	上	同上	同	上
開墾及び開拓事業費	50,000	同	上	同上	同	上
農地防災事業費	71,000	同	上	同上	同	上
林道費	327,000	同	上	同上	同	上
治山費	327,000	同	上	同上	同	上
漁港建設費	151,000	同	上	同上	同	上
沿岸漁場整備開発費	88,000	同	上	同上	同	上
金融対策費	1,000,000	同	上	同上	同	上
道路橋りょう総務費	439,000	同	上	同上	同	上
道路維持費	479,000	同	上	同上	同	上

道路新設改良費	3,777,000	同	上	同上	同	上
橋りょう新設改良費	283,000	同	上	同上	同	上
河川総務費	731,000	同	上	同上	同	上
河川改良費	1,059,000	同	上	同上	同	上
砂防費	1,560,000	同	上	同上	同	上
海岸保全費	62,000	同	上	同上	同	上
港湾建設費	271,000	同	上	同上	同	上
境港管理組合費	77,000	同	上	同上	同	上
空港費	162,000	同	上	同上	同	上
街路事業費	455,000	同	上	同上	同	上
公園費	706,000	同	上	同上	同	上
土地区画整理費	460,000	同	上	同上	同	上
公営住宅建設事業費	1,429,000	同	上	同上	同	上
警察施設費	114,000	同	上	同上	同	上
交通指導取締費	168,000	同	上	同上	同	上
高等学校施設設備整備費	1,019,000	同	上	同上	同	上
林道施設災害復旧費	9,000	同	上	同上	同	上
治山施設災害復旧費	151,000	同	上	同上	同	上
治山施設等災害関連事業費	165,000	同	上	同上	同	上
漁港施設災害復旧費	107,000	同	上	同上	同	上
建設災害復旧費	1,163,000	同	上	同上	同	上
港湾災害復旧費	69,000	同	上	同上	同	上
空港災害復旧費	10,000	同	上	同上	同	上
直轄道路事業費	1,431,000	同	上	同上	同	上
直轄河川事業費	538,000	同	上	同上	同	上
直轄海岸保全事業費	53,000	同	上	同上	同	上
直轄砂防事業費	203,000	同	上	同上	同	上
直轄ダム事業費	50,000	同	上	同上	同	上
直轄港湾事業費	46,000	同	上	同上	同	上
直轄災害復旧費	222,000	同	上	同上	同	上
特定資金公共事業債	714,430	証書借入れの方法により農林水産省建設省その他より借入れするものと	無利子	借入年度から5年 すえ置き、その後15 年間で償還する ものとする。ただ		

計	26,136,430	する。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ る。	し、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えることができる。
---	------------	---	---

平成 4 年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成 4 年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 997,140千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

款	項	金額
歳入		

1 事業収入	1 用品調達事業収入	985,569
	2 自動車管理事業収入	652,123
	3 集中管理事業収入	14,327
	繰越金	11,571
2 繰越金	11,571	
繰越金	11,571	
歳入	合計	997,140

歳 出

1 事業費	1 用品調達事業費	844,066	
	2 自動車管理事業費	14,327	
	3 集中管理事業費	318,820	
	2 諸支出金	19,927	
	1 繰出金	19,927	
	歳出	合計	997,140

平成4年度鳥取県収入証紙特別会計予算
平成4年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,458,901千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	4,375,950 千円
	1 証 紙 収 入	4,375,950
2 繰 越 金	1 繰 越 金	82,951
	合 計	4,458,901
歳 入		
歳 出		
款	項	金 額
1 一 般 会 計 繰 出 金		4,368,088 千円

2 諸 交 出 金	1 一 般 会 計 繰 出 金	4,368,088
1 債 還 金	1 債 還 金	1
	1 債 還 金	1
3 予 備 費	1 予 備 費	90,812
	1 予 備 費	90,812
合 計	合 計	4,458,901
歳 出		

平成4年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

平成4年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,969千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 繰入金	1 一般会計繰入金	1,102
	1 繰越金	8,127
2 繰越金	1 繰越金	8,127
	1 繰入金	101,740
3 諸収入	1 貸付金元利収入	98,606
	2 雑収入	3,134
歳入	合計	110,969
歳出		
1 母子福祉資金貸付事業費	1 母子福祉資金貸付事業費	110,969
	合計	110,969

第2表 債務負担行為

事項	期 間	限 度	額
修学資金等貸付金	平成4年度から平成8年度まで		千円 97,200

平成4年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成4年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰越金	1 繰越金	千円 37,451
	合計	37,451

2 諸 収 入			28,932
	1 貸付金元利収入		27,564
	2 雑 入		1,368
歳 入	合 計		66,383

歳 出	款	項	金 額
	1 寡婦福祉資金貸付事業		66,383
		1 寡婦福祉資金貸付事業	66,383
歳 出	合 計		66,383

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
修学資金等貸付金	平成4年度から平成7年度まで		千円 42,360

平成4年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
平成4年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,282,681千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

1 国 庫 支 出 金	項	金 額
	1 国 庫 補 助 金	76,460
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	749,894
		749,894
3 繰 越 金	1 繰 越 金	1
		1
4 諸 収 入	1 県 預 金 利 子	2,542,284
		1,927

5 県	債 入	2 貸付金元利収入	2,540,306
		3 雑 入	1
		1 県 債	914,092
合 計			4,282,681

歳 出

1 中小企業近代化資金貸付事業費	項 金	1 中小企業近代化資金貸付事業費	4,282,681
		1 中小企業近代化資金貸付事業費	4,282,681
		合 計	4,282,681

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	914,092 千円	中小企業事業団の定める方法による。	4.1以内 %	中小企業事業団業務方法書に基づき都道府県に対する資金貸付準則第5条に定める方法による。
計	914,092			

平成4年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算
平成4年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ474,834千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円
		187,696
	1 国庫貸付金	187,696
2 繰 入 金		80,823
	1 一般会計繰入金	80,823
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 諸 収 入	256,314	
	1 貸付金元利収入	256,311
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	2
歳 入 合 計	474,834	

1 農業改良資金貸付事業費	歳 出	474,834
	1 農業改良資金貸付事業費	474,834
歳 出 合 計	474,834	

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	千円 137,696	政府の定める方法による。	% 無利子	農業改良資金助成法に定める方法による。
計	137,696			

平成4年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算
平成4年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,537千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

1 繰 入 金	歳 入	2,537
	1 一般会計繰入金	2,537
2 繰 越 金	歳 入	22,819
	1 繰越金	22,819
3 諸 収 入	歳 入	87,181
	1 貸付金元利収入	87,179
	2 県 預 金 利 子	1
3 雑 入	歳 入	1
歳 入 合 計	112,537	

歳出	款	項	金額	
1	林業改善資金貸付事業費		千円 112,537	
		1	林業改善資金貸付事業費	112,537
		合計	112,537	

平成4年度鳥取県営林事業特別会計予算

平成4年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ377,578千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第280条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額

1 国庫支出金	金額
1 国庫補助金	9,115
2 財産収入	32,368
1 財産売却収入	32,314
2 財産運用収入	54
3 繰入金	215,380
1 一般会計繰入金	215,380
4 繰越金	1,000
1 繰越金	1,000
5 諸収入	43,715
1 受託事業収入	103
2 雑入	43,612
6 県債	76,000
1 県債	76,000
合計	377,578

1 使用料及び手数料		千円
1 使用料		237,309
2 繰入金		109,533
3 繰越金		109,533
4 諸収入		29,674
歳入合計		376,517
歳出		
1 事業費		214,492
2 公債費		162,025
歳出合計		376,517

平成4年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
 平成4年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算）
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,577千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 16,386
	1 国庫補助金	16,386
2 繰入金		9,744
	1 一般会計繰入金	9,744
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		75,496
	1 貸付金元利収入	75,494
	2 県預金利子	1

	雑	入	1
歳	入	合 計	101,577

歳	出	合 計	額
1	沿岸漁業改善資金貸付 事業費	1	沿岸漁業改善資金貸付 事業費
			101,577
			101,577

平成4年度鳥取県漁港臨海土地造成事業特別会計予算

平成4年度鳥取県の漁港臨海土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,633千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額

1	財産収入	1	財産売却収入	55,632
2	繰越金	1	繰越金	1
			合 計	55,633

歳	出	合 計	額
1	漁港臨海土地造成事業 費	1	漁港臨海土地造成事業 費
			2,337
2	公債費	1	公債費
			53,296
			合 計
			55,633

平成4年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

平成4年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ937,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円
		427,641
2 使用料及び手数料	1 負担金	427,641
	2 使用料	2
3 国庫支出金		千円
		142,950
	1 国庫補助金	142,950

4 繰 入 金		302,466
	1 一般会計繰入金	302,466
5 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
6 諸 収 入		25,024
	1 雑 入	25,024
7 県 債		39,000
	1 県 債	39,000
歳 入 合 計		937,084

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		千円
		670,716
	1 流域下水道建設事業費	290,833
	2 流域下水道管理事業費	379,883
2 公 債 費		千円
		266,368
	1 公 債 費	266,368

歳 出 合 計	987,084
---------	---------

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
天神川流域下水道事業汚泥処理施設機械設備工事	平成4年度から平成5年度まで		千円 251,000

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限度額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
天神川流域下水道事業費	千円 39,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	39,000			

平成4年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算
平成4年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ388,571千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		歳 出	
款	項	金	額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	千円	24,185
			24,185
2 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	187,520	20
	2 財 産 売 払 収 入	187,500	
3 繰 上 償 還 金	1 一 般 会 計 繰 上 償 還 金	176,863	
		176,863	
4 繰 越 金	1 繰 越 金		1
			1

5 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入	合 計	388,571

歳 出	款	項	金 額
			388,571
		1 事 業 費	388,571
歳 出	合 計		388,571

平成 4 年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算
 平成 4 年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,983千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		103,481
	1 財 産 売 払 収 入	103,481
2 繰 越 金		6,513
	1 繰 越 金	6,513
3 諸 収 入		39
	1 雑 入	39
歳 入	合 計	109,983

歳 出

款	項	金 額
1 県立学校農業実習費		109,983
	1 県立学校農業実習費	109,983
歳 出	合 計	109,983

平成 4 年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算
 平成 4 年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ260,083千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 19,780
	1 国庫委託金	19,780
2 財産収入		19,041
	1 財産売却収入	19,041
3 繰入金		218,878
	1 一般会計繰入金	218,878
4 諸収入		2,384
	1 雑収入	2,384
歳入	合計	260,083

款	項	金額
1 県立学校水産実習船実習費		千円 260,083
	1 県立学校水産実習船実習費	260,083
歳出	合計	260,083

平成4年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算
 平成4年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,900千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1,450
	1 負担金	1,450
2 繰入金		1,450
	1 一般会計繰入金	1,450

歳 入	合 計	2,900
-----	-----	-------

歳 出	款	項	金 額
1	中海地区新産業都市建設協議会費		千円
			2,900
1	中海地区新産業都市建設協議会費		2,900
		合 計	2,900

平成4年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成4年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 157,601,000KWH
 - (2) 袋川発電所調査費 4,498千円
 - (3) 若桜発電所調査費 8,708千円
 - (4) 河原発電所調査費 13,272千円
 - (5) 加地発電所調査費 45,864千円
 - (6) 新規地点調査費 780千円
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- | | |
|------------|-------------|
| 収 入 | 入 |
| 第1款 電気事業収益 | 2,363,665千円 |
| 第1項 営業収益 | 2,210,772千円 |
| 第2項 営業外収益 | 151,205千円 |
| 第3項 特別利益 | 1,688千円 |
| 支 出 | 出 |
| 第1款 電気事業費 | 2,156,175千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,374,833千円 |
| 第2項 営業外費用 | 781,342千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 336,647千円は、過年度分損益勘定留保資金332,546千円及び当年度分消費税資本的収支調整額4,101千円で補てんするものとする。)

- | | |
|--------------|-----------|
| 収 入 | 入 |
| 第1款 資本的収入 | 1,014千円 |
| 第1項 固定資産売却代金 | 1,014千円 |
| 支 出 | 出 |
| 第1款 資本的支出 | 337,661千円 |
| 第1項 建設改良費 | 150,582千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 187,079千円 |
- (一時借入金)
- 第5条 一時借入金の限度額は、359,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 541,699千円
- (2) 交際費 600千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち70,000千円は、次のとおり処分するものとする。

- (1) 減債積立金 70,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成4年度鳥取県営工業用水道事業会計予算
(総則)

第1条 平成4年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間給水量 21,500,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益

第1項 営業収益 356,884千円

第2項 営業外収益 348,925千円

支 出 7,959千円

第1款 工業用水道事業費 312,699千円

第1項 営業費用 282,619千円

第2項 営業外費用 30,080千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出額85,050千円は過年度分損益勘定留保資金3,053千円、当年度分損益勘定留保資金42,772千円、当年度分消費税資本的収支調整額605千円及び繰越利益剰余金処分額38,620千円で補てんするものとする。)

支 出

第1款 資本的支出 85,050千円

第1項 建設改良費 20,790千円

第2項 企業償還金 44,260千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 20,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、49,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 117,025千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち38,620千円は、次のとおり処分するものとする。

- (1) 減債積立金 38,620千円
- (たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成4年度鳥取県管理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成4年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 境港外港昭和地区埋立地売却面積 2ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 埋立事業収益	603,266千円	第1款 埋立事業費	436,939千円
第1項 営業収益	524,800千円	第1項 営業費用	136,025千円
第2項 営業外収益	78,466千円	第2項 営業外費用	300,914千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 250,060千円は過年度分損益勘定留保資金249,400千円及び当年度分消費税資本的収支調整額660千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,500,000千円

第1項 一般会計からの長期借入金 1,500,000千円

支 出

第1款 資本的支出 1,750,060千円

第1項 工業団地整備費 22,660千円

第2項 企業債償還金 1,727,400千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,097千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成4年度鳥取県宮観光施設事業会計予算

(総 則)

第1条 平成4年度鳥取県営観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 皆生温泉公園利用人員 47,000人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 観光施設事業収益 96,878千円

第1項 営業収益 28,481千円

第2項 営業外収益 2,074千円

第3項 他会計からの借入金 66,373千円

支 出

第1款 観光施設事業費 175,360千円

第1項 営業費用 108,975千円

第2項 営業外費用 12千円

第3項 他会計からの借入金償還金 66,373千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、70,000千円と定める。

平成4年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成4年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 748床

(2) 年間入院患者数 260,975人

(3) 年間外来患者数 464,424人

(4) 一日平均入院患者数 715人

(5) 一日平均外来患者数 1,569人

(6) 主要な建設改良事業 医療機器備品 413,000千円
中央病院外来棟増改築事業 76,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 11,824,344千円

第1項 医業収益 10,769,020千円

第2項 医業外収益 1,052,058千円

第3項 特別利益 3,271千円

支 出

第1款 病院事業費用 12,307,489千円

第1項 医業費用 11,945,302千円

第2項 医業外費用 350,027千円

第3項 特別損失 12,160千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収 入

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	487,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	10以内%	借入年度から1年ずえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短

第1款 資本的収入 2,517,084千円
 第1項 出資金 774,113千円
 第2項 他会計からの借入金 1,255,851千円
 第3項 企業債 487,000千円
 第4項 電話債券償還金 120千円

支 出

第1款 資本的支出 2,143,633千円
 第1項 建設改良費 850,450千円
 第2項 企業債償還金 469,820千円
 第3項 他会計からの借入金償還金 823,363千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

				縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができらるものとする。
--	--	--	--	---

(一時借入金)
 第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれらの以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 6,625,634千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)
 第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

- (1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 243,978千円
- (2) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 80,212千円
 (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,865,570千円と定める。
 (重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備器	ライナック装置	一 式